

山口県報

令和2年
11月13日
(金曜日)

目次

- 告示
救急病院でなくなった医療機関（医療政策課）……………
救急病院の認定（医療政策課）……………
家畜伝染病予防法第五十二条の規定による報告（畜産振興課）……………
○公告
県営松小野地区経営体育成基盤整備事業換地計画書の縦覧（農村整備課）……………
○公安委告示
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三第一項の講習会の開催……………

山口県告示第三百八十六号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する病院でなくなった。

令和二年十一月十三日

名称 徳山病院
所在 周南市新宿通二丁目一六
地 山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第三百八十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和二年十一月十三日

名称 徳山病院
所在 周南市南浦山町五番一四号
地 山口県知事 村岡 嗣 政
認定が効力を有する期限 令和五、九、三〇

山口県告示第三百八十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五十二条の規定により、次のとおり報告を求める。

家畜伝染病予防法第五十二条の規定による報告に関する告示（平成三十一年山口県告示第百十五号）は、廃止する。

令和二年十一月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザの蔓延を防止するため
- 二 報告すべき者
報告の対象となる期間のいずれかの日において、飼養している鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下「鶏等」という。）の羽数の合計が百羽以上又は飼養しているだちようの羽数が十羽以上である農場の所有者
- 三 報告すべき事項
二に掲げる農場において、毎週月曜日から日曜日までの間（初回の報告にあつては、令和二年十一月二日から同月十五日までの間）に飼養し、及び死亡した鶏等の羽数その他鶏等の羽数の増減に関する事項
- 四 報告書の提出期限
報告の対象となる期間の初日の属する週の翌週の月曜日正午（初回の報告にあつては、令和二年十一月十六日正午）
- 五 報告書の提出先
二に掲げる農場の所在地を所管する家畜保健衛生所

六 その他
高病原性鳥インフルエンザが発生した可能性があるときは、直ちにその旨を報告すること。



(二四六) 県営小野地区経営体育成基盤整備事業換地計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営小野地区経営体育成基盤整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和二年十一月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営小野地区経営体育成基盤整備事業換地計画書の写し

二 縦覧の期間

令和二年十一月十六日から同年十二月七日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課



山口県公安委員会告示第四十七号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。）第五条の三第一項の規定により、講習会を次のとおり開催する。

令和二年十一月十三日

山口県公安委員会

一 講習会の受講対象者

(一) 初心者講習会

法第四条第一項第一号の規定による許可を受けようとする者

(二) 経験者講習会

法第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けようとする者
講習会開催の日時及び場所

(一) 初心者講習会

開催の日時	開催の場所
令和三、二、一八 午前九時三〇分	山口県警察本部
〃 四、一五 〃	
〃 六、二三 〃	
〃 八、一九 〃	
〃 九、一六 〃	
〃 一〇、一〇 〃	
〃 一〇、一〇 〃	
〃 一〇、一〇 〃	
〃 一〇、一〇 〃	
〃 一〇、一〇 〃	

(二) 経験者講習会

開催の日時	開催の場所	
令和三、四、八 午後一時	山口県石国警察署岩国西幹部交番	
〃 六、三 〃		
〃 八、五 〃		
〃 一〇、七 〃		
〃 一二、二 〃		
令和三、一、二一 午後一時		山口県警察本部
〃 二、二五 〃		
〃 三、一八 〃		
〃 四、二二 〃		
〃 五、二〇 〃		
〃 六、二四 〃		
〃 七、二二 〃		
〃 八、二六 〃		
〃 九、三〇 〃		
〃 一〇、二一 〃		

〃 〃 〃 〃 令和 三、 一、九、七、五、三、 二七六六一九 〃 〃 〃 〃 午後 一時	〃 〃 二一、 二六、一八 〃 〃
山口県山陽小野田警察署厚狭幹部交番	

令和二年十一月十三日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁